

○総務省告示第二百十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十年六月二十九日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を変更後欄に掲げるもののように改める。

変更後

変更前

第2 周波数割当表
[1~7 略]

第2 周波数割当表
[1~7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz~10000MHz

第2表 27.5MHz~10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
5030-5091	航空移動 (R) J16 9 航空移動衛星 (R) J170	公共業務用	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	航空無線航行	公共業務用	MIS用とし、割当ては別表2-3による。
[略]	[略]	[略]	[略]
5150-5250	固定衛星 (地球から 宇宙) J168	電気通信業務用 公共業務用	
J171 J1	移動 J173 J174	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	5.2GHz帯高出力データ通信システム用及び小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
72	J175		
[略]	[略]	[略]	[略]
9200-9300	海上無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ用とする。
J194	無線標定		
9300-9500	海上無線航行 J154	公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ用及び船舶無線航行用レーダートランスポンダ用とする。
J197 J1		公共業務用 一般業務用	
98 J199	船舶無線航行 J196	公共業務用 一般業務用	航空機無線航行用レーダートランスポンダ用とする。
	無線標定	公共業務用 一般業務用	

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
5030-5091	航空移動 (R) J16 9 航空移動衛星 (R) J170	公共業務用	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	航空無線航行	公共業務用	MIS用とし、割当ては別表2-3による。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
5150-5250	固定衛星 (地球から 宇宙) J168	電気通信業務用 公共業務用	
J171 J1	移動 J173 J174	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
72	J175		
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
9200-9300	海上無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ用とする。
J194	無線標定		
9300-9500	海上無線航行 J154	公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ用及び船舶無線航行用レーダートランスポンダ用とする。
J197 J1		公共業務用 一般業務用	
98 J199	船舶無線航行 J196	公共業務用 一般業務用	航空機無線航行用レーダートランスポンダ用とする。
	無線標定	公共業務用 一般業務用	

[略] [略] [略] [略]

[第3表 略]

国内周波数分配の脚注

[J1～J164 略]

1165 (未使用)

[J166～J172 略]
J173

航空移動を除く移動業務の局による5150～5350MHz及び5470～5650MHzの周波数帯の使用は、決議第229 (WRC-12、改) に従わなければならない。ただし、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りでない。

[J174～J295 略]

[別表1～8-4 略]

別表8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

[表略]

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

[別表8-6～11-1 略]

別表11-2 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz	4930MHz	4970MHz						
以下の無線設備								
占有周波数帯幅が9MHzを超え19.7MHz	4920MHz	4940MHz	4960MHz	4980MHz				
以下の無線設備								
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz	4915MHz	4920MHz	4925MHz	4935MHz	4940MHz			
以下の無線設備	4945MHz							
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz	4917.5MHz	4922.5MHz	4927.5MHz	4932.5MHz	4937.5MHz	4942.5MHz	4947.5MHz

この表の周波数の使用は、上空を除く。

[別表11-3 略]

[同左] [同左] [同左] [同左]

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

[J1～J164 同左]

1165

この周波数帯は、移動業務の5GHz帯無線アクセスシステムでも使用することができる。5GHz帯無線アクセスシステムへの割当ては、別表11-2によることとし、この周波数帯の使用は、2017年11月30日までに限る。

[J166～J172 同左]

J173

航空移動を除く移動業務の局による5150～5350MHz及び5470～5650MHzの周波数帯の使用は、決議第229 (WRC-12、改) に従わなければならない。

[J174～J295 同左]

[別表1～8-4 同左]

別表8-5 小電力データ通信システムの無線局の周波数表

[表同左]

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

[別表8-6～11-1 同左]

別表11-2 5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の周波数表

占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz	4930MHz	4970MHz						
以下の無線設備								
占有周波数帯幅が9MHzを超え19.7MHz	4920MHz	4940MHz	4960MHz	4980MHz	5040MHz			
以下の無線設備	5060MHz	5080MHz						
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz	4915MHz	4920MHz	4925MHz	4935MHz	4940MHz			
以下の無線設備	4945MHz	5035MHz	5040MHz	5045MHz	5055MHz			
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz	4917.5MHz	4922.5MHz	4927.5MHz	4932.5MHz	4937.5MHz	4942.5MHz	4947.5MHz
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	5032.5MHz	5037.5MHz	5042.5MHz	5047.5MHz	5052.5MHz	5057.5MHz		

この表の周波数の使用は、上空を除く。

[別表11-3 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記せよ。

